

第 73 号議案

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員
の給与に関する規程の一部改正について

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に關する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 23 日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員
の給与に関する規程の一部改正

別表第 1 (12)の項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生の予防等に関する業務その他の教員の業務の支援」を「教員の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務」に改め、同表に次のように加える。

(13) 公立学校の特別支援学級または交流学級における学習および生活の支援その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	同	1,600
--	---	-------

付 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正について

改正の理由

学校教育法施行規則の一部改正により、県内公立学校に設置しているスクール・サポート・スタッフについて、新たにその名称および職務内容が規定されたことに伴い、滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号）の一部を改正します。

また次年度より、県内公立学校に新たに特別支援学級多人数アシスタントを設置することに伴い、同規程の一部を改正します。

改正の概要

上記の会計年度任用職員の給与について、国の補助金交付要綱等を踏まえた報酬額とするため、給与上特殊の考慮を要する職務に従事する会計年度任用職員の給与について規定した本規程について、所要の改正を行おうとするものです。【令和4年4月1日施行】

【修正および追加する会計年度任用職員の職】

職務の特殊性その他特別の事情により給与上特殊の考慮を要する会計年度任用職員

別表第1に掲げる会計年度任用職員

具体的な職	基本報酬の額
(12) 教員業務支援員 （スクール・サポート・スタッフ） （公立学校における教員の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるものに従事）	1時間につき 1,000円
(13) 特別支援学級多人数アシスタント （公立学校の特別支援学級または交流学級における学習および生活の支援その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるものに従事）	1時間につき 1,600円

※基本報酬・・・給料および地域手当に相当する報酬

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程 新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略 別表第1（第4条関係）		本則および付則 省略 別表第1（第4条関係）	
職	務	基本報酬の額	
(1)～(11) 省略			
(12) 公立学校における <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の発生の予防等に関する業務その他の教員の業務の支援</u> その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの		同	1,000
(追加)			
別表第2 省略		別表第2 省略	
職	務	基本報酬の額	
(1)～(11) 省略			
(12) 公立学校における <u>教員の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務</u> その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの		同	1,000
(13) 公立学校の特別支援学級または交流学級における <u>学習および生活の支援</u> その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの		同	1,600